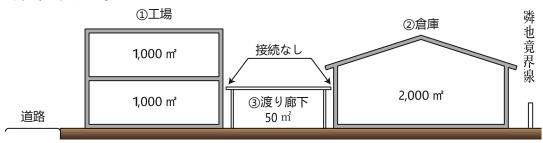
第3章 消防用設備等の設置単位 第1 消防用設備等の設置単位

1 消防用設備等の設置単位

消防用設備等の設置単位は、建築物(屋根及び柱又は壁を有するものをいう。以下同じ。)である防火対象物については、特段の規定(政令第8条、第9条、第9条の2、第19条第2項及び第27条第2項)のない限り、棟であり、敷地ではないこと。(第1-1図参照)

なお、ここでいう「棟」とは、原則として、独立した一の建築物、又は独立した一の建築物が相互に接続されて一体となるものをいうものであること(建築物と建築物が、構造上独立している直接外気に開放された渡り廊下等で、エキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接しているもの(一の建築物から発生した火災が、渡り廊下を介して延焼するおそれがないもの及び建基令第5章の避難施設等の規定について、各々の建築物内で適合しているものに限る。)を除く。第1-2図参照)。

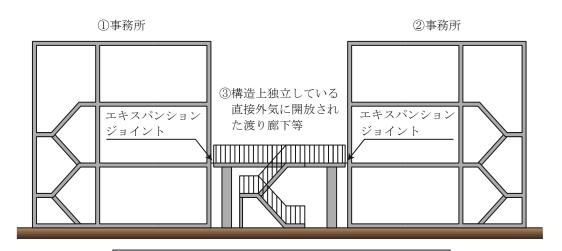
独立した一の建築物が相互に接続されて一体となっているものを判断するにあたっては、第1-3図を参考とすること。



建築物	用 途	政令別表第1	階数	延べ面積
1	工 場	(12)項イ	2 / 0	2,000 m²
2	倉 庫	(14)項	1 / 0	2,000 m²
3	渡り廊下	(15)項	1 / 0	50 m²

3棟の防火対象物として、消防用設備等を設置する。

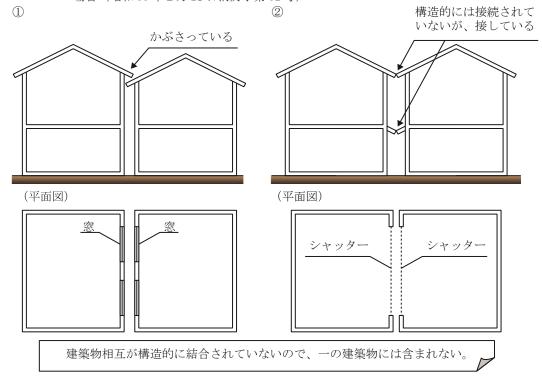
第1-1図



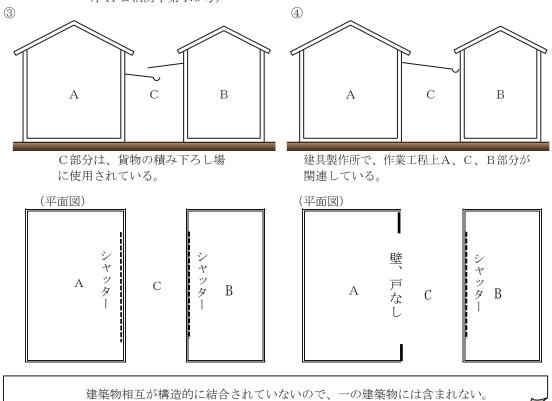
3棟の防火対象物として、消防用設備等を設置する。

第1-2図

(その1) 相互の建築物のひさし又は屋根が、一方の建築物にかぶさっている場合又は接している場合 (昭和53年2月21日消防予第32号)



(その2) 相互の建築物の面するそれぞれの外壁に窓又は出入口が対面してある場合(昭和54年9月11日消防予第173号)



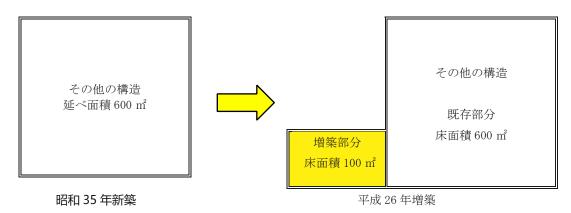
2 消防用設備等の溯及適用

法第17条の2の5及び第17条の3の規定の取り扱いは、次によること。

(1) 政令の施行の際、現に存する防火対象物で、その延べ面積が小さいため、そもそも消防用設備等の設置を要しなかったものの増築については、当該増築が法第 17 条の2 の5 第 2 項第 2 号に定める増築に該当しないときは、同条第 1 項の規定により、消防用設備等の設置は要しないものであること。(第 1-4 図参照)

(政令別表第1/12)項イに掲げる防火対象物)

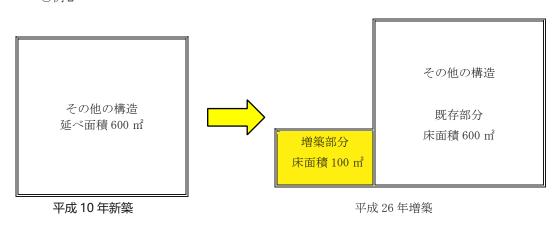
○例1



屋内消火栓設備の設置基準面積に関する現行の政令の規定の施行(基準時:昭和 36 年4月1日)

の際、現に存する防火対象物で、法第 17 条の 2 の 5 第 2 項第 2 号に定める増築(基準時以後における床面積 1,000 ㎡以上又は基準時の延べ面積の 2 分の 1 以上)に該当しない場合は、屋内消火栓設備の設置は要しない。

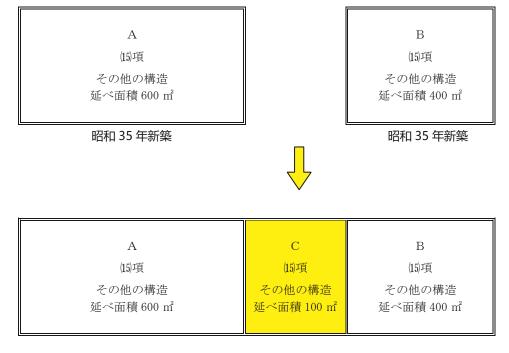
○例2



屋内消火栓設備の設置基準面積に関する現行の政令の規定の施行(基準時:昭和 36 年4月1日)後に新築されたものであり、増築によって当該規定に適合しなくなるものであるから、法第17条第1項の規定により設置義務が生じる。

(2) 第1-5図の例で示すとおり、政令の施行の際、既存であったA(延べ面積600㎡)及びB(延べ面積400㎡)の政令別表第1(15項に掲げる防火対象物が、当該政令の施行の後、C(床面積100㎡)を増築したことにより、A、B及びCが一棟となった場合の消防用設備等(屋内消火栓設備)については、Aにとっての増築はB+C(床面積の合計が500㎡)であり、法第17条の2の5第2項の増築に該当するので、屋内消火栓設備の設置を要するものであること。

なお、この場合、既存のA又はBの防火対象物のうち、いずれか延べ面積の大なるものを主体にして考えること。(昭和 50 年 6 月 16 日消防安第 65 号)



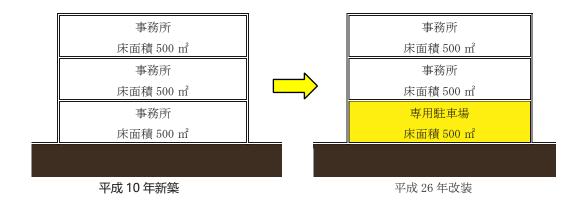
平成 26 年増築 Aの基準時の延べ面積の 1 / 2 (300 ㎡) ≦500 ㎡

屋内消火栓設備の設置基準面積に関する現行の政令の規定の施行(基準時:昭和 36 年4月1日)の際、現に存する防火対象物A及びBであるが、Aにとっての増築はB+C(500 ㎡)であり、法第17条の2の5第2項第2号に定める増築(基準時の延べ面積の2分の1以上)に該当するため、屋内消火栓設備の設置を要する。

第1-5図

(3) 第1-6図の例で示すとおり、事務所ビル(政令別表第1(15)項に掲げる防火対象物)の1階部分を 改装して、専用駐車場(床面積500㎡)を設けた場合、政令第13条の規定による水噴霧消火設備等 の設置については、主たる用途(事務所)に機能的に従属するものであり、当該防火対象物の用途自 体は変更していないことから、法第17条の3第1項に規定する用途が変更されたものに含まれな い。したがって、同条の規定は適用されずに、法第17条第1項の規定により水噴霧消火設備等の設 置を要するものであること。(昭和50年6月16日消防安第65号)

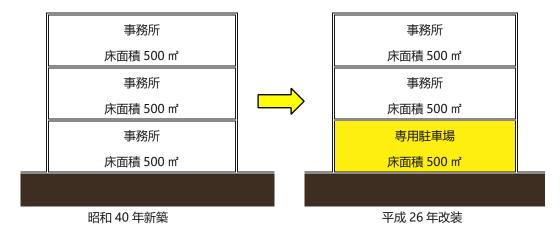
ただし、水噴霧消火設備の設置基準面積に関する現行の政令の規定の施行(昭和 50 年 1 月 1 日)の際、現に存する防火対象物である場合は、法第 17 条の 2 の 5 第 1 項の適用を受けることになり、従前の規定が適用されること。(第 1 - 7 図参照)(昭和 54 年 7 月 13 日消防予第 132 号)



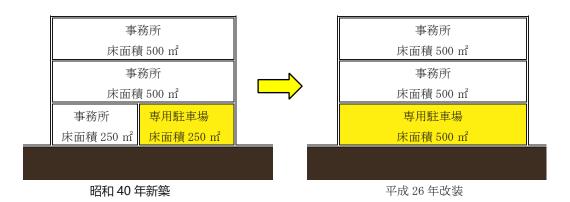
主たる用途(事務所)に機能的に従属するものであり、当該防火対象物の用途自体は変更しないことから、法第 17 条の 3 第 1 項に規定する用途が変更されたものに含まれず、同条の規定は適用されず、法第 17 条第 1 項の規定により水噴霧消火設備等の設置義務が生じる。

第1-6図

(その 1)非特定防火対象物にあって政令第 13 条第 1 項に該当する部分が、新たに出現することとなった場合



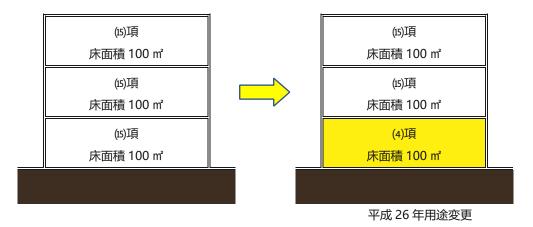
(その2) 非特定防火対象物にあって政令第13条第1項の基準数値に達していなかった部分が、同基準数値に達することとなった場合



水噴霧消火設備の設置基準面積に関する現行の政令の規定の施行(基準時:昭和 50 年1月1日)の際、現に存する防火対象物で、法第17条の2の5第2項の規定に該当しないため、水噴霧消火設備等の設置を要しない。

(4) 法第17条の3第2項第4号の規定により、非特定防火対象物が特定防火対象物に用途変更された場合、当該防火対象物は、既存遡及されることとなるが、この場合、第1-8図の例で示すとおり、防火対象物の一部(例えば3階建のうち1階のみ)が特定用途に変更されたような場合であっても、全体として消防用設備等に関する基準が遡及して適用されることとなること。

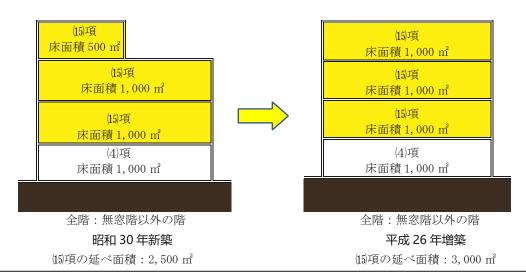
ただし、この場合において用途変更に係る部分が政令第1条の2第2項後段に規定する「従属的な部分」と認められる場合は、当該防火対象物は全体として用途変更がないこととなること。



政令第21条第1項第3号の規定により、防火対象物全体に自動火災報知設備の設置を要する。

第1-8図

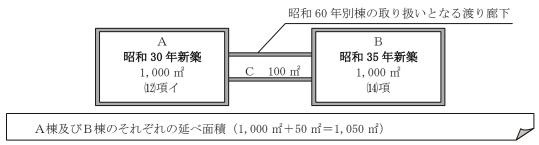
(5) 法第17条の2の5第2項第4号の規定により、特定防火対象物には遡及して消防用設備等を設置することとなるが、政令別表第1(6)項イに掲げる防火対象物で、政令第9条の規定によりそれぞれ別の防火対象物として設置を必要とする消防用設備等(例 屋内消火栓設備)を特定防火対象物以外の部分(例 (15)項 事務所)のみに設置しなければならない場合にも遡及して設置する必要があること。(第1-9図参照)



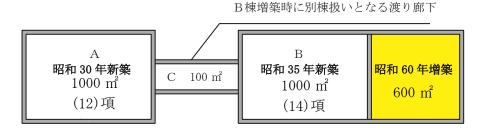
政令第 11 条第 1 項第 3 号の規定の施行(基準時:昭和 36 年 4 月 1 日)の際、現に存する防火 対象物で、法第 17 条の 2 の 5 第 2 項第 2 号に定める増築(床面積 1,000 ㎡以上又は延べ面積 の 2 分の 1 以上)に該当しないが、当該防火対象物が特定防火対象物で、法第 17 条の 2 の 5 第 4 項に該当するため、(15)項に掲げる部分に屋内消火栓設備の設置を要する。

- (6) 第1-10図の例で示すとおり、別棟の取り扱いとなる渡り廊下等により接続された防火対象物に対 する法第17条の2の5第2項の適用にあっては、次によること。
 - ア 別棟の取り扱いとなる渡り廊下で接続した場合、A及びBに対する増築は、A及びBの面積按分 により算定した渡り廊下部分のみの増築となりAに対する増築は50 ㎡、Bに対する増築は50 ㎡ となる。(昭和54年6月22日消防予第118号)
 - イ B部分を600 ㎡増築した場合、Bが法第17条の2の5第2項第2号の適用を受け遡及する。
 - ウ A及びBをそれぞれ300 mの増築した場合は、新築時における床面積の2分の1未満であり、 A及びBは、法第17条の2の5第2項第2号の適用を受けない。

(渡り廊下で接続した場合)



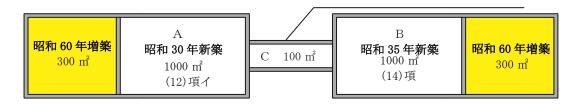
(B棟部分を600 m³増築した場合)



B棟の増築 (50 $\text{m}^2 + 600 \text{m}^2 = 650 \text{m}^2$) は、新築時における延べ面積の 1/2 (1,000 $\text{m}^2 \div 2$ =500 m²) 以上であることから、B棟は法第17条の2の5第2項第2号の適用を受ける。

(A棟及びB棟をそれぞれ 300 m²の増築した場合)

B棟増築時に別棟扱いとなる渡り廊下



A棟及びB棟のそれぞれの増築 (50 m²+300 m²=350 m²) は、新築時における延べ面積の 1/2 (1,000 ㎡ ÷ 2 = 500 ㎡) 未満であり A棟及びB棟は法第 17 条の 2 の 5 第 2 項第 2 号の適用 を受けない。